様式第10号（第10条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

産山村長　　　　　　　　　　印

戒　　　告　　　書

あなたに対し　　年　月　日付け第　　　号によりあなたの所有する下記の特定空家等の　　　を行なうよう命じました。

この命令を　　年　月　日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項の規定に基づき、下記特定空家等の　　　を執行いたしますので、行政代執行法第３条第１項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第５条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件その他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

１　対象となる空家等

所在地：　熊本県阿蘇郡産山村大字　　　　　　　番地

用　途：

構　造：

規　模：　建築面積　　約　　　㎡

　　　　　延べ床面積　約　　　㎡

所有者：　氏名

　　　　　住所

２　教示

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、産山村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内（上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内）に、産山村を被告として（訴訟において産山村を代表する者は産山村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。